

三股町奨学資金 令和2年度 奨学生募集要項

出願書類受付期間：令和2年4月1日(水)～4月14日(火)【土曜・日曜・祭日を除く】

<受付時間：8時30分～12時15分 13時00分～17時00分>

＝ 三股町奨学資金の概要 ＝

三股町奨学資金は、学業・人物ともに優秀かつ健康な学生を対象とした奨学資金です。無利子の貸与型奨学資金で、卒業後に全額を返還していただきます。返還の期間は、貸与を受けた期間の2倍の期間以内となります。

奨学生となることを希望される場合は、この募集要項をよく読んで、将来の生活設計(期間内の全額返還が可能かどうか)について、保護者等と相談しよく考えたうえで申し込んでください。

貸与につきましては、4月に出願されたものが5月中旬の奨学資金審査委員会の審査を経て決定され、最初の貸与は6月からとなります(4月～6月分の3ヶ月分が初回にまとめて貸与され、その後は1ヶ月分ずつ貸与)。

1. 出願資格

- ① 父母またはこれに代わる法定代理人が三股町に住んでいること。
- ② 大学・短期大学・専修学校(注1)・高等専門学校・高等学校(通信制・定時制過程を除く)に在学し、学校長または卒業した学校の校長の推薦があること。
- ③ 学業・人物ともに優秀かつ健康で、経済的理由により修学が困難(注2)であること。
- ④ 高等学校生・高等専門学校生は日本学生支援機構その他の法人、団体から学資の支給または貸与を受けていないこと。大学生・短期大学生・専修学校生は都城育英会から学資の支給または貸与を受けていないこと。(注3)【重要】

(注1) 専修学校のうち、次の要件を全て満たす学校のみ対象となります。各自で在学の学校等にご確認ください。

- 1) 専門課程(入学資格が高卒以上※)
- 2) 年間授業時数が800時間以上
- 3) 教育を受ける者が常時40人以上

※ 専修学校には、省庁大学校や、公共職業能力開発施設・職業訓練施設などの施設は含まれません。また、専修学校「高等」課程・専修学校「一般」課程・各種学校も対象外となっていますのでご了承ください。

(注2) 経済的理由により修学が困難な状況は、世帯の収入・所得状況を次の基準に照らして判断します。

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種資金の対象となる者と同程度の状況※であること。

※ 提出された書類によって、奨学資金審査委員会が判断します。

<収入・所得の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者(収入額)	給与所得以外(所得額)
3人	1,009万円以下	601万円以下
4人	1,100万円以下	692万円以下
5人	1,300万円以下	892万円以下

(注3)他の奨学資金制度との併願・併給の可・不可にご注意ください。

- 1) 三股町奨学資金に出願される方のうち、**大学・短大・専修学校の新入学生は、(公財)都城育英会と併願**が条件となります。ただし、**併給はできません。**※
- 2) 三股町奨学資金との併願および併給を禁止している団体もありますので、複数出願する際は各自ご確認ください。
- 3) 併願などにより三股町奨学資金を辞退する可能性のある人は、出願の際にお申し出ください。辞退された場合に、ほかの志願者を採用することがあります。
※ 三股町奨学資金は、都城育英会に採用されなかった人を対象に、予算の範囲内において学資を援助しようとするものです。

2. 採用予定人数

令和2年度新規貸与 大学程度 5名 高校程度 2名 (いずれも予定)

3. 貸与月額(無利子)

大 学 生	25,000円	高 等 学 校 生	10,000円
短 期 大 学 生	25,000円	高 等 専 門 学 校 生	10,000円
専 修 学 校 生	25,000円		

4. 貸与期間

令和2年4月 から 令和3年3月 までの 1 年間※

※ 在学期間中で引き続き貸与を希望する場合は、毎年3月に継続の手続きが必要です。

5. 貸与方法

毎月10日、口座へ送金※

※ 採用が決定した後に、奨学生本人名義(原則)の口座が必要となります。

※ 貸与開始年度の4~6月分は6月末日までにまとめて送金します。

6. 返還方法

- ① 貸与が終了した月の翌月から、貸与を受けた期間の2倍の期間内※
- ② 月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択
- ③ 口座引落もしくは納付書納付(コンビニ納付可能)

※ 貸与期間4年の場合→8年以内、2年の場合→4年以内となります。

※ 修学は継続でも貸与は中止する場合などは、返還開始を延期することができます。

※ 期間内の繰り上げ返還なども可能です。

7. 出願提出書類

- ① 奨学資金貸与申請書(様式第1号)
- ② 奨学生推薦書(様式第2号)【注意：開封無効】
- ③ 学業成績証明書(学校所定のもので、公印が押されたもの)【注意：開封無効】
- ④ 令和元年分の所得を証明する書類
- ⑤ 滞納のない証明書(三股町税務財政課発行)【注意：2ヶ月以内に発行されたもの】
- ⑥ 在学証明書(学校所定のもの)
- ⑦ 家族構成表(様式第3号)
- ⑧ 出願確認書(様式第4号、大学・短大・専修学校の新入学生のみ、)
【注意】提出書類の詳細については、別紙「提出書類の注意事項」を熟読してください。

8. 出願書類受付期間

令和2年4月1日(水)～4月13日(火) (土曜・日曜を除く)

受付時間：8時30分～12時15分 13時00分～17時00分

9. 提出および問い合わせ先

三股町教育委員会 教育課 学校教育係 奨学資金担当

住 所：宮崎県北諸県郡三股町五本松8番地1(中央公民館内)

電 話：0986-52-9314(直通)

e-mail：kyoiku-k@town.mimata.lg.jp

- ① 出願にあたり提出された書類の個人情報については、三股町教育委員会が奨学資金業務で利用するものであり、その他の目的に利用することは一切ありません。ただし、不採用になった場合であっても提出書類は返却しませんのでご了承ください。
- ② 出願時の提出書類は、できるだけ直接お持ち込みください。ご来訪の際にその場で書類審査を行い、不備がある場合は訂正します。そのため、願書で使用している印鑑(1つ)をご持参ください。
- ③ やむなく郵送で提出される場合には、提出時期にご注意ください。提出期間の終盤に郵送提出されると、不備があった場合に訂正等の時間がなくなる場合があります。
- ④ メール等で問い合わせをされる場合には、不要な個人情報の記述は避けるようお願いいたします。